



豊監公表第1号

平成30年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

令和2年(2020年)1月7日

豊中市監査委員	酒本毅
同	相間佐基子
同	白岩正三
同	中野宏基

令和元年(2019年) 12月24日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹



地方自治法第199条第12項の規定に基づく措置の通知について

平成30年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 平成31年1月31日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
市民課	窓口サービス改善の取組みについて 平成23年に、「豊中市窓口サービス基本方針～ハートフルとよなか～」を策定し、全庁をあげて窓口サービス改善に取り組んできた。かなり大がかりな、住民に直接かかわる取組みであるので、その取組みの到達点、今後の課題をまとめたレポート等を公表されたい。	平成19年度から平成28年度までの10年間の窓口サービス向上の取組みを振り返り、今後の課題と方向性を明らかにすることを目的として、「窓口サービス向上の取組み経過」を作成し、市ホームページ(トップページ>くらし・手続き>戸籍・住民票など>戸籍・住民票などトピックス>「休日窓口を開設しています」)に掲載しました。 今後も適時フォローアップし、窓口サービス向上に努めます。